

しん せ と えき せ と し えき しゅう へん

か すす

新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺のバリアフリー化を進めます

昨年6月に策定した「新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺バリアフリー基本構想」に基づき、駅周辺施設のバリアフリー化を進めています。



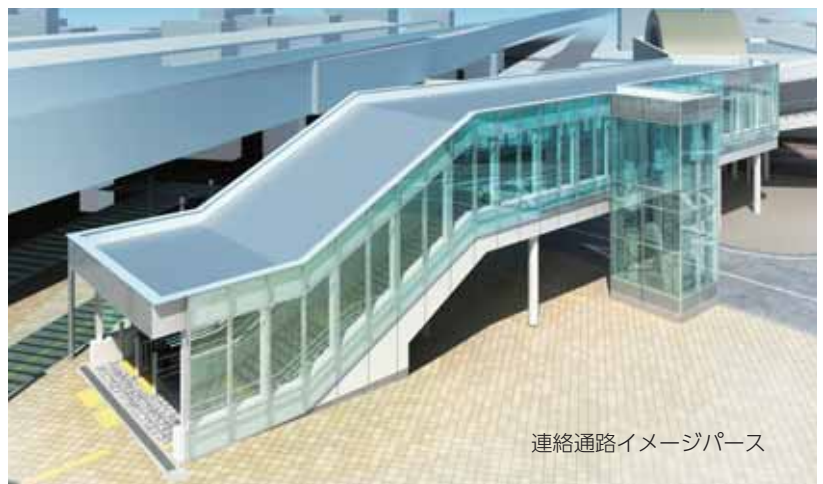
3月に、名鉄新瀬戸駅のバリアフリー化工事が完了し、駅構内にエレベーターや多機能トイレが設置されました。



現在、愛知環状鉄道瀬戸市駅でバリアフリー化工事が着々と進められ、10月末には、エレベーターや多機能トイレが設置される予定です。

今後は、新瀬戸駅と瀬戸市駅とを結ぶ連絡通路のバリアフリー化を進め、8月からエレベーターやエスカレーターを備えた連絡通路の工事に着手します。

工事期間中は利用者の皆さまに大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。今後の工事の進捗状況などは、広報せと、市ホームページでご案内します。



連絡通路イメージパース

児童扶養手当の支給対象が父子家庭にも拡大されます

■問い合わせ先／こども家庭課 ☎88・2631

これまで母子家庭の方のみに支給されていましたが、法律が改正され父子家庭の方へも支給されることになりました。支給要件に該当される方は申請を行ってください。支給要件に該当するかどうか分からない場合はこども家庭課までお問い合わせください。

支給要件 次のいずれかに当てはまる18歳以下(18歳到達年度の末日まで)の児童(一定の障害があるときは20歳未満)を養育し、生計を同じくする児童の父親

- ①父親と母親が婚姻を解消した児童
- ②母親が死亡した児童
- ③母親が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ④母親の生死が明らかでない児童
- ⑤その他①～④に準ずる状態にある児童で政令に定める者

※受給者や扶養義務者の所得要件もあります。

※支給要件によって申請に必要なものが異なりますので、事前に電話でお問い合わせください。

支給開始月 11月30日(火)までに申請をされると8月分から支給されます。11月30日(火)を過ぎて申請をされた場合は、申請月の翌月分からの支給になります。

申請場所 市役所2階こども家庭課

